

(別記 16)

環境配慮型生産体系確立支援事業

第 1 事業の内容

本事業は、持続的な畑作営農の確立に向けて、化学農薬や化学肥料の投入量を低減した栽培方法の実証等に必要な経費を補助するものとする。

第 2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(4) 民間事業者（中小企業基本法第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者でないこと。）

(5) 地方公共団体、実需者、農業者等で構成するコンソーシアムであって、以下のアからウまでに定める基準を満たすこと。

ア 地方公共団体、実需者及び農業者（農業生産活動を行う個人又は法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体等）を必須の構成員とし、その他研究開発機関等により構成されているものとする。

イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 事業実施主体は実施要領第 3 に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする

受益戸数が 3 戸以上又は受益農業従事者が 5 名以上であること。

3 実施要領第 5 の 1 の (4) において定めるチェックシートについては、1 の (3) は別記様式第 10 号ー 1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第 10 号ー 4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

第 3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象とする作物は、小豆、いんげん、落花生、ばれいしょ、かんしょ、てん菜（ただし、てん菜を対象とする場合にあっては「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」（令和4年12月20日農林水産省公表）に沿った取組を行っている地域に限る。）、その他地域の輪作を構成する作物であって都道府県知事が地方農政局長等に協議して、地方農政局長等が農産局長と協議した上で重要度が高いと認めた作物とする。

2 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標を1つ設定すること。

- ・10a 当たりの物財費を5.0%以上削減する技術を当該技術が導入されていない地域1ヵ所以上に導入
- ・10a 当たりの物財費を当該地域の慣行栽培と比較して3.0%以上削減
- ・10a 当たりの化学農薬の成分使用回数を当該地域の慣行栽培による成分使用回数と比較して10.0%以上削減
- ・10a 当たりの化学肥料の使用量を当該地域の慣行栽培による使用量と比較して10.0%以上削減

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

- 1 第3の1の作物の持続的な生産体系の確立に向け、化学農薬や化学肥料の低投入型栽培技術の実証及び当該技術で生産した畑作物の加工品の試験製造・評価等に要する次に掲げる経費のうち別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、明確に区分できるものを補助する。

なお、本取組の実施に当たっては、（1）の検討会の開催を必須とし、検討会の開催に当たっては、有識者及び実需者から意見を聴取し実施するものとする。

- （1）化学農薬・化学肥料の投入量の低減に向けた検討会の開催等に係る経費。
 - （2）化学農薬・化学肥料の低投入型栽培の栽培マニュアルの作成に係る経費。
 - （3）実証ほの設置・運用経費、栽培実証に要する種子代、調査費、栽培技術指導、作業機械の借上げに要する経費及び収穫物の品質評価・分析等に要する経費。なお、スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を借り上げる場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。
 - （4）栽培実証に必要となる栽培管理費及び肥料や農薬等の生産資材費。
 - （5）収穫物を使用した加工品の製造、収穫物及び加工品の成分分析・評価、モニタリング調査並びにこれらの取組に係る検討会の開催等に要する経費。
- 2 補助率は10/10以内とする。ただし、補助金の上限は1,000万円とする。
 - 3 本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこ

とする。ただし、本取組による栽培実証ほどの収穫物について、加工品の試験製造・成分分析・評価等に供さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分を行わない場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させることができるものとするが、このときは1の(4)に係る経費は補助対象としない。

4 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

(1) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(2) 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

5 実施要領第6の3に関して、本事業については、栽培実証に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第5 実施基準

1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。

2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、畑作物産地の農薬・化学肥料の投入量の低減に向けた取組を継続することとする。

3 国及び都道府県が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。